

県民の皆様へ

# 「e-モニター」制度のご案内とお願い

三重県では、インターネットを利用した電子アンケート「e-モニターアンケート」を運用しています。

この「e-モニター」制度は、県の様々な事業について、県民の皆様のご意見をお聴きし、業務の参考にしていこうとするものです。

現在、約1,200人の方にご登録いただいておりますが、この度、平成28年度からご参加いただくモニターの新規募集を行うため、県内選挙人名簿から無作為に抽出した方にご案内させていただきました。

ご自宅などでインターネットをお使いの方は、ぜひご登録いただきますようお願いいたします。

なお、e-モニターへの登録を希望されない方は、ご返信いただく必要はありませんので、お手数ですがこの案内は破棄していただきますようお願いいたします。

また、昨年度も同様のご案内をしており、今回の送付先が重複しないように十分注意しているところですが、万が一重複して送付された場合にはご容赦くださいますようお願いいたします。

## 「e-モニター」制度の概要と登録申込方法について

(詳細は裏面「三重県e-モニター設置要綱」をご覧ください)

県が不定期(毎月1~2回程度)にお願いするアンケートに、インターネット画面(携帯電話不可(スマートフォンは可))から回答していただきます。

アンケートは10分前後で回答できる簡単なものです。

### 内 容

これまでのアンケート  
についてはこちら

#### e-モニターアンケートホームページ

(アドレス) <http://www.e-kocho.pref.mie.jp/monitor/?a=top;enquete>

スマートフォンの方は  
こちらからHPをご覧ください。



### 任 期

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1年間(平成28年度モニター)  
ただし、退会のお申し出がない場合、2回まで(最大3年間)自動更新します。

### 応募要件

- 三重県内に在住する20歳以上の方
- インターネット接続環境があり、インターネットメールアドレスをお持ちで、三重県からのインターネットメール(e-kocho@pref.mie.jp)を受信できる方
- 次の方はお申し込みできません。
  - ・三重県職員(ただし、教員はお申込みできます。)
  - ・現在、既にご本人または同居するご家族が、e-モニター登録をされている方。
  - ・平成22年度から現在までの間に、ご本人がe-モニター登録をされたことのある方。

### 応募方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ・登録申込用紙を同封の返信用封筒(切手不要)にて郵送でお申し込み
- ・下記のアドレス(電子申請システム)からお申し込み

スマートフォンの方は  
こちらから  
申し込んでください。



### 申込締切

平成28年2月29日(月)23時59分まで(郵送は当日消印有効)

### 通 知

原則、お申し込みいただいた全ての方に、登録いただいたメールアドレス宛て、アンケート回答のためのIDとパスワードを電子メールにて送信いたします。(3月末から4月上旬頃)

### 問合せ先

三重県戦略企画部 広聴広報課 県民の声相談班 (担当:鈴木)

TEL 059-224-2647 FAX 059-224-3009 e-mail [e-kocho@pref.mie.jp](mailto:e-kocho@pref.mie.jp)

# 三重県e-モニター設置要綱

## (設置の目的)

- 1 インターネットを活用して県民の意識傾向及び県民ニーズを把握するとともに、県民の県政参画を進めるため、e-モニターを設置する。

## (責務)

- 2 e-モニターは、県から依頼を受けたアンケートに誠実に回答することを責務とする。

## (任期)

- 3 e-モニターの任期は、登録日から翌年3月31日までとし、年度末時点において、e-モニターから退会の申し出がない限り翌年度も引き続きe-モニターを継続するものとみなし、2回を限度(最大3年間)に更新可能とする。ただし、5(1)及び(3)に規定する場合を除く。

## (e-モニター要件)

- 4 e-モニターは、県が選挙人名簿から無作為に抽出した者のうち、次の要件を全て満たす者とする。
- (1)三重県内に在住する20歳以上の者
  - (2)三重県職員でない者(ただし、教員は除く。)
  - (3)本人がe-モニター登録申込をするとき、既に本人又は同居する家族がe-モニター登録をされていない者
  - (4)本人がe-モニター登録申込をする年度以前6箇年度以内に、本人がe-モニター登録をされていない者
  - (5)e-モニターの責務を誠実に行う意欲のある者
  - (6)三重県からのインターネットメールを受信できる者

## (退会)

- 5 e-モニターが、次のいずれかに該当したときは、e-モニターとしての資格を失う。
- (1)前項に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (2)e-モニター本人から県に退会の申し出があったとき。
  - (3)年度末時点で、当該年度に実施したアンケートに一度も回答を行わず、県からの継続意思確認の通知に対して、定められた期限までに連絡がないとき。

## (個人情報等の保護)

- 6 e-モニターの登録申込時に収集された個人情報及びアンケートの回答内容等の情報については、県政への反映のための集計・分析又は、県からe-モニターへの事務連絡などの送付時に使用するものとし、それ以外の目的には使用しない。

また、三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)に基づき適切に取り扱われるものとする。

## (アンケート回答結果の処理・公表)

- 7 e-モニターから回答されたアンケートの結果は次のとおり取り扱うものとする。
- (1)県は、アンケートの回答結果内容を真摯に受け止め、県政への活用又は参考資料とする。
  - (2)県は、回答結果の概要及び結果の評価又は県の受け止め方若しくは考え方を三重県ホームページ上にて公表する。
  - (3)県は、原則としてe-モニターに対して個別の回答は行わない。

## (実費弁償等)

- 8 e-モニターのインターネット環境の維持にかかる費用については、県は負担しない。ただし、通信費相当分として、年度末時点におけるポイント数に応じ、次のとおりギフト券を進呈する。
- (1)5ポイント(1回アンケートに回答する毎に1ポイント獲得)につき500円分のギフト券を進呈する。
  - (2)5の倍数に満たない端数のポイントは、e-モニター更新者のみ翌年度に繰り越すものとする。なお、繰り越しは最大2回までとする。
  - (3)任期途中で退会した場合は、5の倍数だけ獲得した分のギフト券を進呈し、端数のポイントは消滅するものとする。

## (e-モニターに関する制度の内容変更・一時中断・停止・中止)

- 9 県は、e-モニターの承諾なしに、e-モニター制度についての一部若しくは全ての変更又は一時中断、停止、中止を行う場合がある。その場合は、県はe-モニターに事前に告知する。ただし、事前に告知する暇がない場合には、制度の変更等を実施後速やかに告知するものとする。

## (庶務)

- 10 e-モニターに関する事務は、三重県戦略企画部広聴広報課において処理する。

## (その他)

- 11 この要綱に定めるもののほか、e-モニターの設置、運営について必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月31日から施行する。

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

この要綱は、平成27年11月18日から施行する。